

# 自家用電気工作物保安管理規程講習会

CPD 制度対象

「自家用電気工作物保安管理規程」は、電気事業法に規定されている事項を踏まえ、電気保安の確保のために守るべき、自家用電気工作物の自主保安体制の確立、巡視・点検・検査、設備更新、作業安全保安の記録等に関する要求事項を規定した民間規格です。

本講習会では、「自家用電気工作物保安管理規程」の重要事項および改正内容について、専門講師が詳細に解説します。

## ＜対象者＞

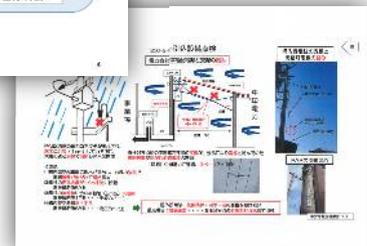
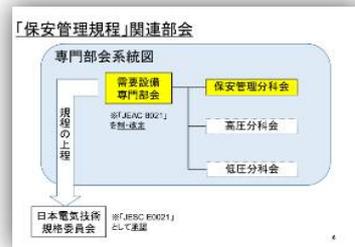
**自家用電気工作物の設置者、電気主任技術者、保安管理に従事者されている方**

電気は現代社会に欠くことができないエネルギーです。電気の取り扱いを誤れば、重大な危害をもたらすおそれがあるため、電気施設の保安確保は、公共の安全はもちろんのこと、社会の諸活動の円滑な遂行を保障するうえでも、極めて重要です。



## 【実施例】

内 容	備 考
<p>○最近の電気保安行政</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気工作物の構成</li> <li>・主任技術者制度の解釈および運用等の改正</li> <li>・自家用電気工作物の電気事故</li> <li>・保安ネットワーク</li> </ul>	
<p>○自家用電気工作物保安管理規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用電気工作物を設置する者の義務</li> <li>・技術基準の遵守</li> <li>・保安規程の遵守</li> <li>・電気主任技術者等の選任</li> <li>・届出・報告</li> </ul>	
<p>○電気保安業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視、点検および検査の基本原則</li> <li>・工事に係る巡視、点検および検査</li> <li>・維持・運用に係る巡視、点検および検査</li> <li>・設備更新</li> <li>・作業安全</li> <li>・保安の記録</li> </ul>	



(注) 内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約3ヶ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>